

高校生等教育給付金（新入生に対する一部早期給付）のご案内

岡山県では、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業を活用し、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得者世帯（非課税世帯等）に対し返還不要の給付金年額の4分の1を早期に支給します。

新入生のうち一部早期給付を希望される場合は、下記のとおり必要書類をご提出ください。

次表の対象世帯区分①、②のうち、該当する書類をご提出ください。

対象世帯区分	保護者等が岡山県内に住所を有し、 高等学校等に在学する高校生等がいる世帯のうち	
	対象世帯区分① 生活保護受給世帯 (令和7年4月1日現在で生業扶助を受給している世帯)	対象世帯区分② 保護者等の道府県民税・市町村民税所得 割額が非課税である世帯
給付金額（年額）	32,300円	143,700円 (通信制：50,500円)
一部早期給付額	8,075円	35,925円 (通信制：12,625円)
提出書類	1 申請書(※1) 2 生業扶助受給証明書(様式2) 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書	1 申請書(※1) 2 保護者等全員の道府県民税・市町村民 税の所得割額が確認できる書類 3 在学証明書(様式6) 4 口座振替申出書
提出期限	令和7年7月31日(木) 必着	
提出方法	〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県教育庁財務課	

※令和7年4月1日現在の状況により支給が決定されます。

※支給年額の残額部分については、再度申請が必要です。お急ぎでない場合は、通常の申請を行ってください。

※「高校生等」とは、平成26年4月1日以降に入学した者を指します。

(※1)申請書とは、高校生等教育給付金受給申請書(様式1)のことをいいます。

Q 非課税世帯・生活保護受給世帯でも支給されないことがありますか？

A 1人の高校生につき支給は通算3回(定時制・通信制は4回)までとなっており、上限回数を超えると支給されません。また、児童相談所や児童福祉施設(母子生活支援施設を除く)入所や里親委託の高校生が授業料以外の教育費(見学旅行費又は特別育成費)を別途措置されているときは支給されません。

Q 授業料以外の教育費とはどのようなものがありますか？

A 教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費、修学旅行費、学習塾に係る経費、オンライン学習に係る通信費などがあります。